

明治安田 中国人民元建債券ファンド

Aコース(円基準) Bコース(米ドル基準)

追加型投信/海外/債券



投資信託説明書 (交付目論見書)

2017.1.26

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース(円基準) / Bコース(米ドル基準)の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年1月25日に関東財務局長に提出しており、平成29年1月26日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧できます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号:0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)
ホームページアドレス: <http://www.myam.co.jp/>

Aコース Bコース 共通	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
	追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券 一般))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
設立年月日:1986年11月15日
資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:11,667億円
(資本金・運用純資産総額は2016年11月末現在)
[ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社> **三菱UFJ信託銀行株式会社**
[ファンドの財産の保管および管理等を行います]



1. ファンドの目的・特色



ファンドの目的

主として、中国本土以外の市場で発行または流通している人民元建債券に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

組入投資信託証券を通じて、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
当ファンドにおける組入投資信託証券とは、UNITED CNH BOND FUND Class A(JPY class unhedged) / Class B(JPY class hedged)（以下「外国投資信託証券」ということがあります。）および明治安田マネープール・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）のことをいいます。

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）（以下「Aコース」ということがあります。）と明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）（以下「Bコース」ということがあります。）の2種類のコースがあります。
以下総称または個別に「明治安田中国人民元建債券ファンド」、「各ファンド」または「当ファンド」ということがあります。



ファンドの特色

特色

1

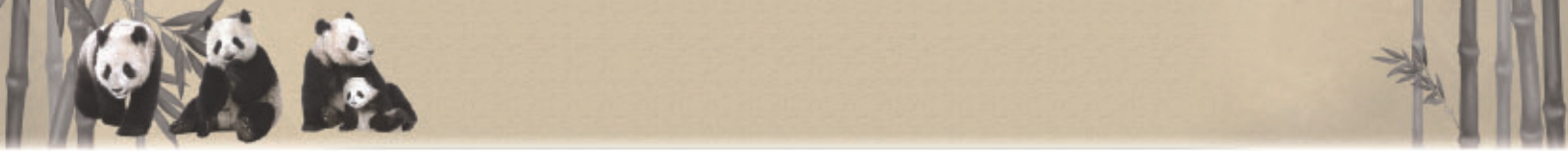
主として、中国本土以外の市場で発行または流通している人民元建債券（それに準ずるものを含みます。）に実質的に投資し、債券への投資収益と人民元の値上がり期待による中長期的な投資収益の獲得を目指します。

- 主として、外国投資信託証券を通じて、点心債*と呼ばれる、中国本土以外、特に香港で発行または流通しているオフショア人民元建債券を実質的な投資対象とします。
- 外国投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 主な投資対象である点心債には、国債、国際機関債、社債等が含まれますが、流動性確保等の観点から人民元建預金を一定の範囲で保有することがあります。その他に人民元建短期金融資産および人民元関連のデリバティブ取引等を活用する場合があります。また、中国政府当局によって人民元取引に関する規制が緩和された場合には、中国本土市場の債券に投資する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

*点心債とは

中国本土以外、特に香港で発行または流通しているオフショア人民元建債券を指します。中国本土の債券投資では外国人投資家の売買に規制がある一方、外国人投資家が自由に人民元建債券を売買できる市場として中国本土以外である香港で始まったのが点心債市場です。

2010年後半以降は中国政府の後押しもあり、発行残高が急拡大している市場です。点心債の名称は、まだ始まったばかりの小規模な市場ながら人民元高による為替差益が期待できるという旨味があることから、この名称が使われるようになったようです。



特色

2

Aコース（円基準）とBコース（米ドル基準）の2種類のコースがあり、円または米ドルに対する人民元の上昇期待による収益の獲得を目指します。

- 中国の経済発展に伴う人民元の値上がり期待を背景に、人民元高による為替差益の獲得を目指します。

明治安田中国人民幣元建債券ファンド
Aコース(円基準)

円に対する人民元の上昇期待による収益の獲得を目指します。

明治安田中国人民幣元建債券ファンド
Bコース(米ドル基準)

米ドルに対する人民元の上昇期待による収益の獲得を目指します。

Bコース(米ドル基準)では、当ファンドの外貨建資産総額を米ドル換算した額と同程度の為替予約(米ドル売り/円買い)を行い、米ドル対円の為替変動の影響を低減させ、実質的に米ドルから中国人民幣元に投資を行うのと同様の効果を得ることを目指します。

特色

3

外国投資信託証券の運用は、アジアにおいて豊富な投資経験を有するUOBアセット・マネジメント・リミテッドが行います。

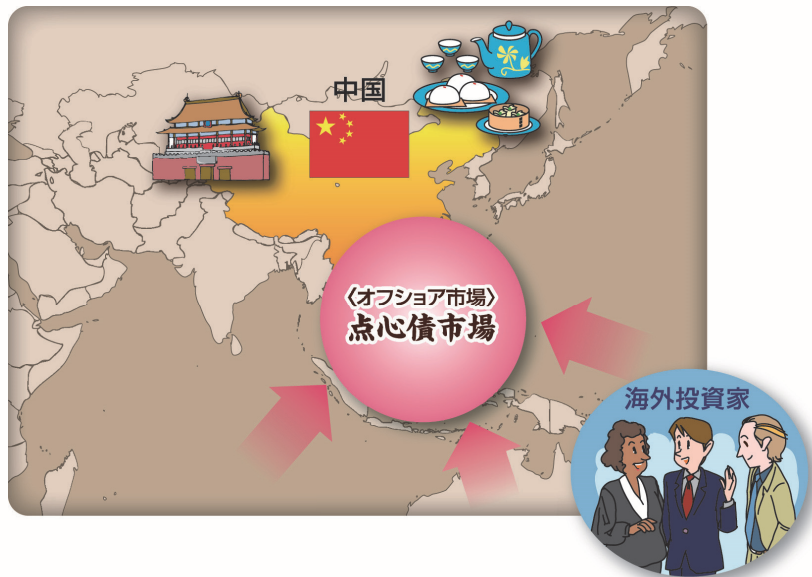


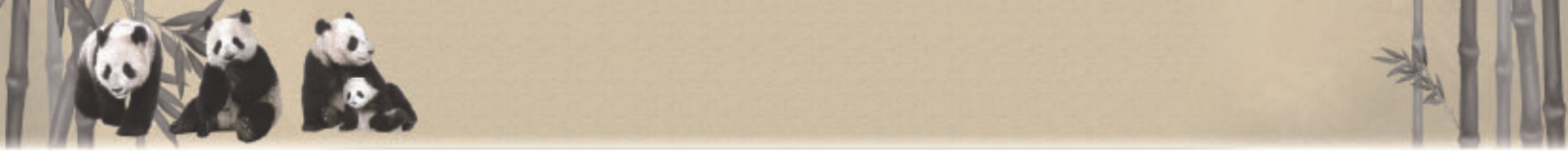
UOBアセット・マネジメント・リミテッドについて

UOBアセット・マネジメント・リミテッドは、シンガポールを拠点とする運用会社で、シンガポール3大銀行 大華銀行 (United Overseas Bank) の資産運用子会社です。

アジア地域に運用・調査部門を擁し、現地市場に対する深い調査による知識とアジア全域をカバーする広範囲なネットワークを築き上げた「アジア・マネジャー」です。

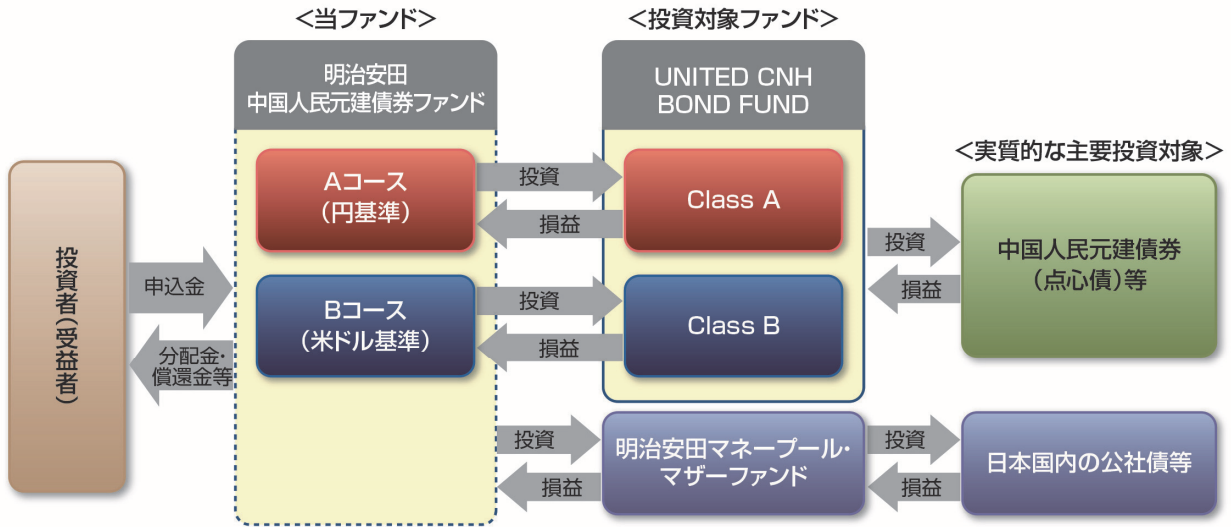
シンガポールではすでに点心債ファンドの設定・運用を行っており、点心債運用の有力な運用会社の一つです。





ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行う仕組みです。



各ファンド間でスイッチングが可能です。
 (スイッチングは販売会社によってお取扱いが異なります。販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。)

※ 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。



主な投資制限

■株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
■投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。



分配方針

年2回（4月、10月の各25日。決算日が休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
 ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項



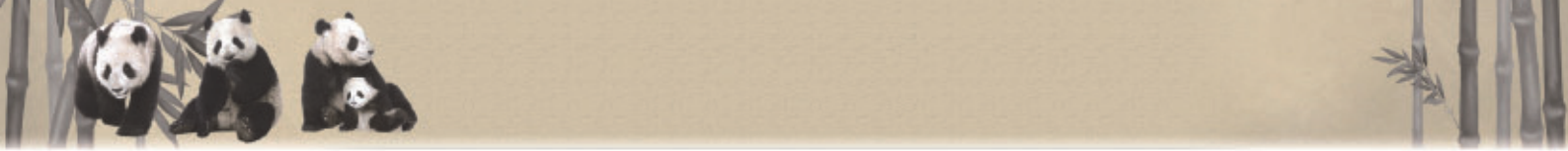
組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要

有価証券届出書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。
組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、内容に変更が生じることがあります。また、将来見直しを行うことがあるため、新たに追加・除外されることがあります。

ファンド名	UNITED CNH BOND FUND Class A(JPY class unhedged) / Class B(JPY class hedged)
形態	円建てケイマン籍外国投資信託
主な投資対象	人民元建債券等を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 主として中国本土以外の市場で発行または流通している人民元建債券※(それに準ずるものを含みます。)に投資します。 ※将来的に中国政府等によって規制が緩和された場合には、中国本土市場に投資する可能性があります。</p> <p>② 人民元関連の金融派生商品に投資する場合があります。</p> <p>③ 人民元建の短期金融資産(短期運用の有価証券、預金を含みます。)を活用する場合があります。</p> <p>④ 中国本土以外の人民元建債券市場において運用会社が投資しうると判断した債券需要が逼迫している状況等においては、投資の全部または一部を人民元預金で行う場合があります。なお、人民元預金先銀行は一行ないし数行に限定されます。</p> <p>⑤ 原則として「Class A」は為替予約を行わず、「Class B」は「Class B」の運用資産残高の米ドル相当額に対し、米ドル売り/円買いの為替予約を行います。</p>
投資制限	<p>① 投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資は行いません。</p> <p>② 有価証券の空売りは行いません。</p> <p>③ 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。</p>
決算日	原則として、毎年3月31日
信託報酬	純資産総額に対して年率0.46%程度 ※上記料率には、投資顧問会社、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬が含まれます。ただし、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。
その他費用	有価証券の売買手数料、租税、カストディアン、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等(その他の費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。)
申込手数料	ありません。
関係法人	投資顧問会社：UOBアセット・マネジメント・リミテッド 管理会社：BNYファンド・マネジメント(ケイマン)・リミテッド

ファンド名	明治安田マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託(追加型/国内/債券)
主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>② ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p> <p>③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
決算日	原則として、毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他費用	ありません。
申込手数料	ありません。
関係法人	委託会社：明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

※ 上記に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)に係る要件を満たしております。

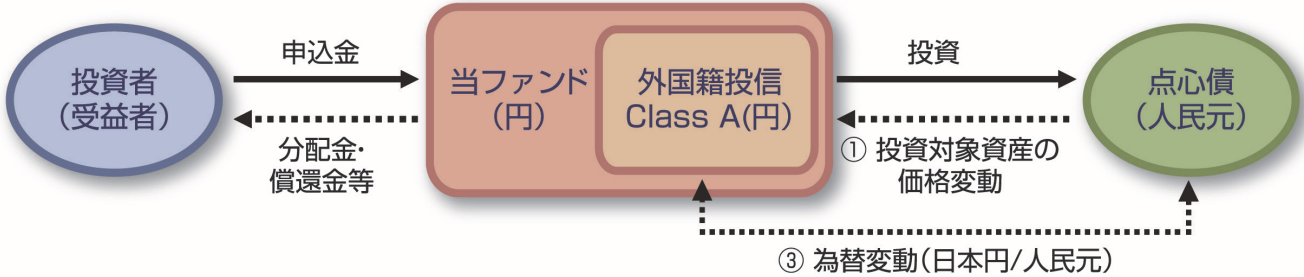


Aコース(円基準)・Bコース(米ドル基準)の収益イメージ

当ファンドは、コースの違いにより収益に影響を与える要因が異なります。

Aコース(円基準)の場合

■ Aコース(円基準)は、日本円に対する中国人民元の通貨価値上昇を狙うコースです。

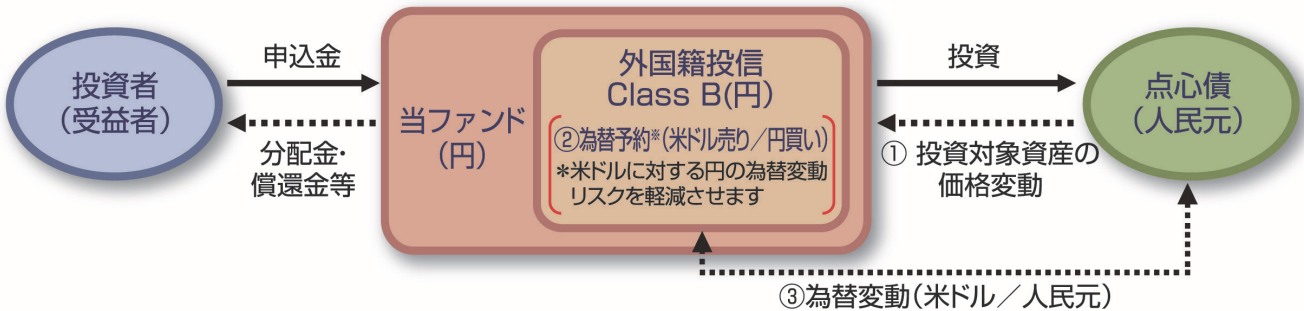


それぞれの収益の源泉に相应してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	=	① 人民元債券の利子収入、 値上がり/値下がり	+	② (該当事項なし)	+	③ 為替差益/差損 (日本円/人民幣)
収益を得られる ケース		金利低下 點心債の金利 債券価格の上昇				日本円 対 人民幣 人民幣高 為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		金利上昇 発行体の信用状況悪化 債券価格の下落				人民幣安 為替差損の発生

Bコース(米ドル基準)の場合

■ Bコース(米ドル基準)は、米ドルに対する中国人民元の通貨価値上昇を狙うコースです。



※当該為替予約での為替リスクが発生することに留意が必要です。

それぞれの収益の源泉に相应してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	=	① 人民元債券の利子収入、 値上がり/値下がり	+	② 為替予約に伴い 発生する収益/費用 (円/米ドル)	+	③ 為替差益/差損 (米ドル/人民幣)
収益を得られる ケース		金利低下 點心債の金利 債券価格の上昇		為替予約効果 米ドル短期金利<円短期金利 為替予約収益の発生		米ドル 対 人民幣 人民幣高 為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		金利上昇 発行体の信用状況悪化 債券価格の下落		為替予約費用の発生 米ドル短期金利>円短期金利		人民幣安 為替差損の発生



2. 投資リスク



基準価額の変動要因

明治安田中国人民元建債券ファンドは、投資信託証券を通じて、海外の債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

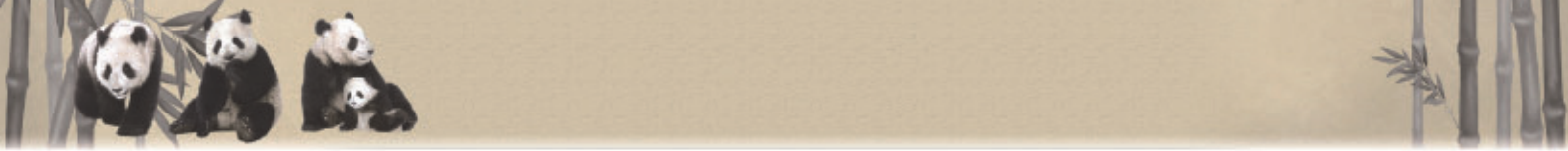
したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性があり、かつ発行体が債務不履行になるリスクが高いと想定されます。
為替変動リスク	<p>外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。</p> <p><Aコース（円基準）> 原則として、為替ヘッジは行わないため、日本円・人民元の為替変動リスクがあります。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高／人民元安）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高／人民元安）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p> <p><Bコース（米ドル基準）> 原則として、UNITED CNH BOND FUND Class B (JPY class hedged) における人民元建資産の米ドル相当額に対し、米ドル売り／円買いの為替予約を行うため、組入投資信託証券の投資対象資産における米ドル・人民元の為替変動リスクがあります。なお、当該為替予約により為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。</p> <p>人民元が米ドルに対して下落（米ドル高／人民元安）する場合、投資対象資産の評価額は下落することとなり、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、日本円・米ドルの為替予約を行う場合、日本円・米ドルの短期金利の差は、為替予約費用を発生させる要因となります。</p>
カントリーリスク	投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 組入投資信託証券は、合同運用による影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

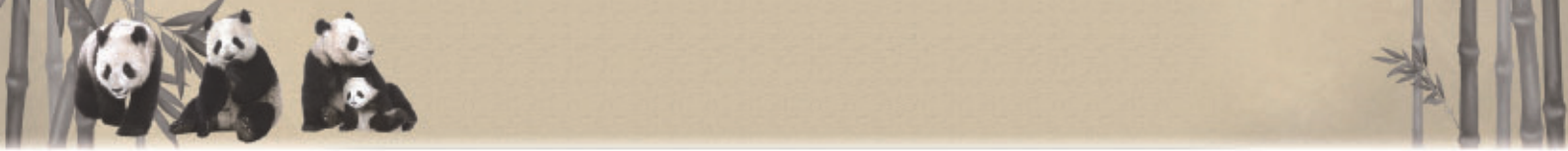
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

- 中国本土以外（主に香港）のオフショア市場での債券への投資やオフショア市場での人民元為替取引においては、オフショア人民元の為替レートが用いられます。中国本土内外の人民元為替取引は完全に自由化されていないため、オフショア人民元と中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きは乖離する場合があります。

当ファンドが投資信託証券を通じて実質的な主要投資対象とする、中国本土以外の市場で発行または流通している人民元建債券は、需給関係等によって組入れに時間を要することがあります。この場合、当ファンドにおける債券の組入比率は低位となる場合があります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。



リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。



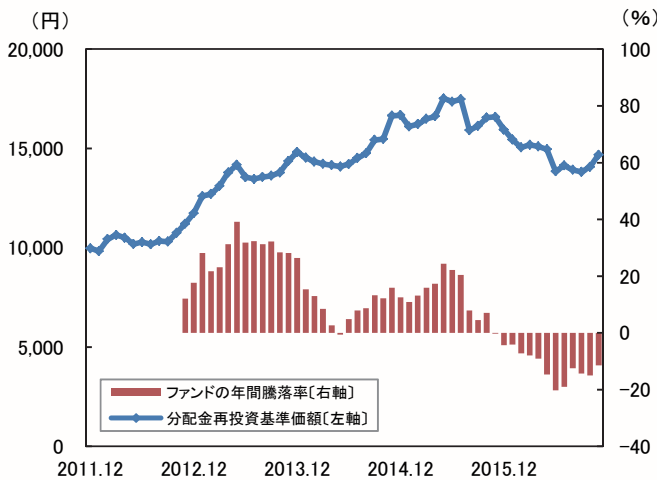
参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2011年12月～2016年11月

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース(円基準)



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

<各資産クラスの指数について>

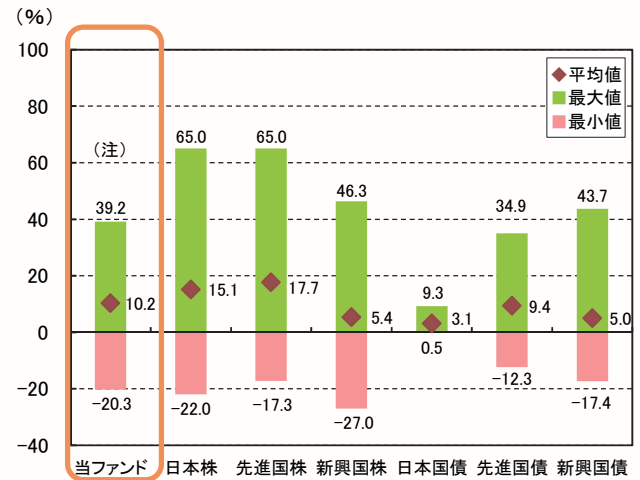
資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村証券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

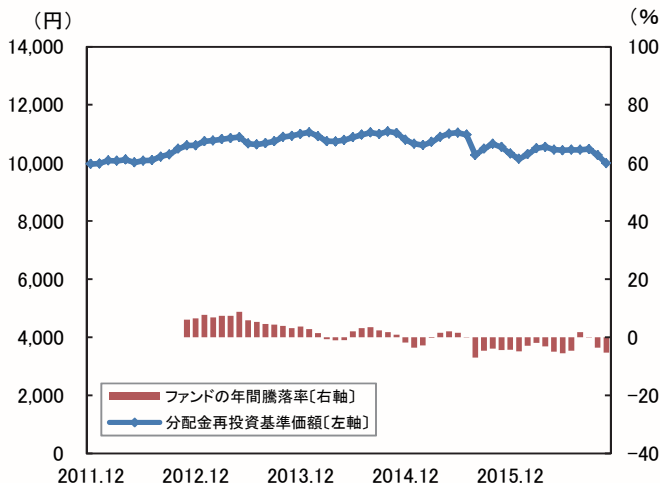


当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2011年12月～2016年11月

明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース(米ドル基準)

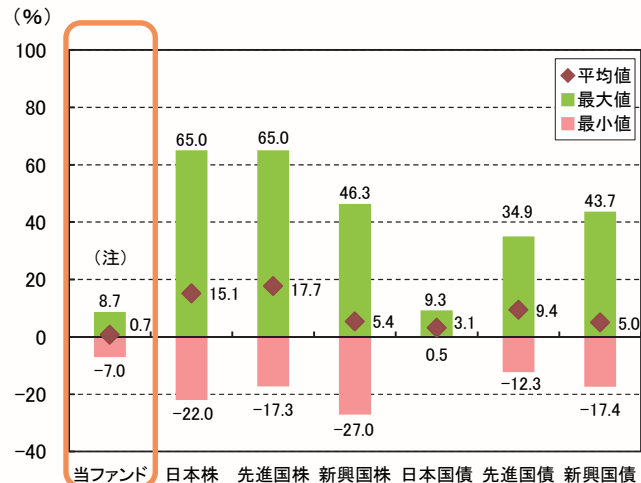


※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

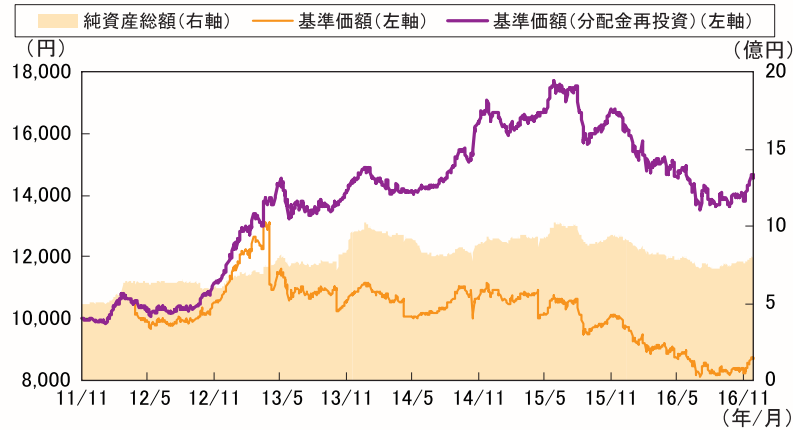
各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。

3. 運用実績

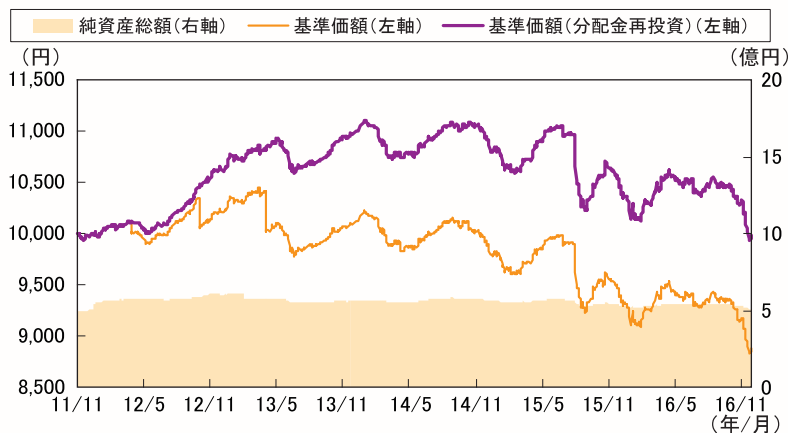
2016年11月30日現在

基準価額・純資産の推移

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース (円基準)



明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース (米ドル基準)



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金(税引前)を再投資ベースで算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2016年10月	50円
2016年4月	50円
2015年10月	50円
2015年4月	800円
2014年10月	900円
設定来累計	5,650円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	8,753円
純資産総額	795百万円

分配金の推移	
2016年10月	50円
2016年4月	50円
2015年10月	50円
2015年4月	30円
2014年10月	100円
設定来累計	1,180円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	8,879円
純資産総額	510百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース (円基準)

資産の種類	投資比率(%)
円建てケイマン籍外国投資信託(UNITED CNH BOND FUND Class A)	96.50
明治安田マネープール・マザーファンド	2.53
その他の資産(負債控除後)	0.97
合計(純資産総額)	100.00

明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース (米ドル基準)

資産の種類	投資比率(%)
円建てケイマン籍外国投資信託(UNITED CNH BOND FUND Class B)	95.03
明治安田マネープール・マザーファンド	3.94
その他の資産(負債控除後)	1.03
合計(純資産総額)	100.00

組入上位銘柄 (UNITED CNH BOND FUND)

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国	種類	投資比率(%)
1	AUST & NZ BANKING GROUP	4.750	2025/1/30	オーストラリア	社債	8.64
2	WESTPAC BANKING CORP	4.850	2025/2/9	オーストラリア	社債	8.03
3	LONGFOR PROPERTIES	6.750	2018/5/28	中国	社債	7.45
4	VALUE SUCCESS INTL LTD	4.950	2019/1/29	香港	社債	6.71
5	TMB BANK/CAYMAN ISLANDS	5.500	2018/3/9	タイ	社債	6.67
6	TINGYI (C.I.) HLDG CORP	4.375	2018/8/6	中国	社債	6.64
7	CENTRAL AMERICAN BANK	4.200	2021/9/21	国際機関	国際機関債	6.62
8	IND & COMM BK OF CHINA	6.000	2019/12/10	中国	社債	5.43
9	TOTAL CAPITAL SA	3.750	2018/9/24	フランス	社債	5.29
10	CHONGQING GRAIN GROUP	4.020	2019/7/14	中国	社債	5.27

※UOBアセットマネジメントのUNITED CNH BOND FUND月末資料を基に作成しております。
 ※明治安田中国人民元建債券ファンドの基準価額算出においては、組入外国投資信託の前営業日の基準価額を適用します。
 ※投資比率はUNITED CNH BOND FUNDの対組入有価証券残高比。

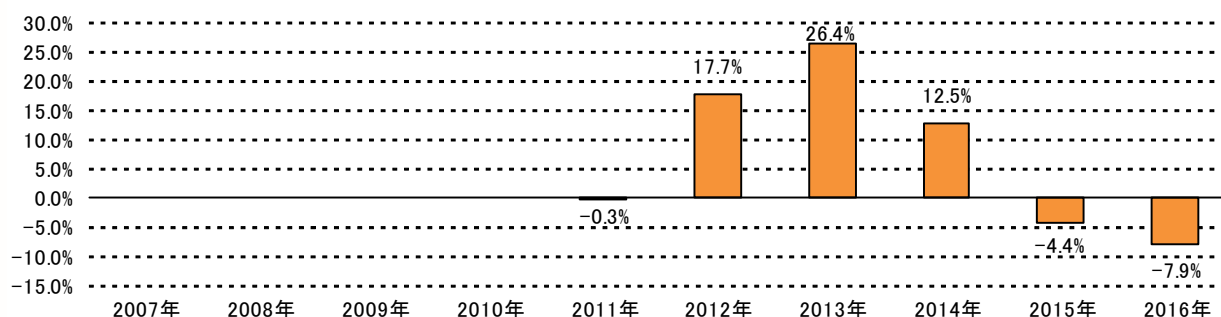
組入銘柄 (明治安田マネープール・マザーファンド)

	銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1	政府保証第41回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.7	2017/9/28	特殊債券	90.82

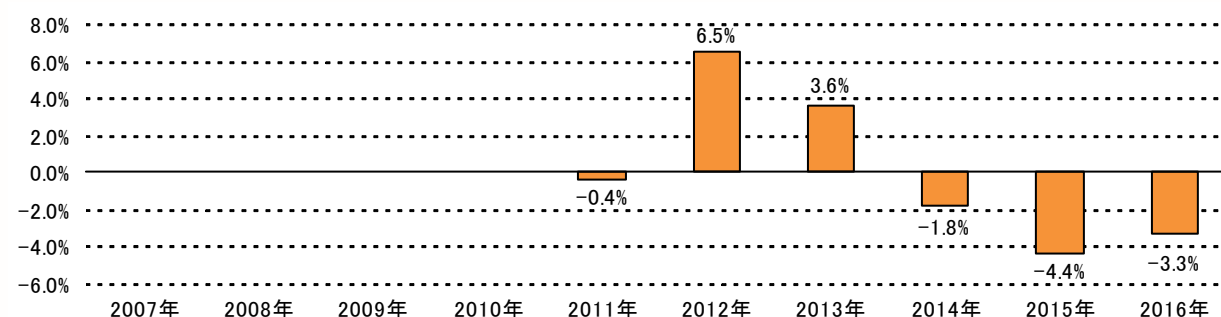
※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比。

年間収益率の推移(暦年ベース)

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース (円基準)



明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース (米ドル基準)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
 ※2011年は設定日(2011年11月30日)から年末までの収益率、2016年は11月末までの収益率を表示しています。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。



4. 手続・手数料等



お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.5% の信託財産留保額を控除した額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	次のいずれかに該当する場合は、購入・換金・スイッチングの申込の受付を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・香港の銀行の休業日とその前営業日 ・シンガポールの銀行の休業日とその前営業日 ・香港の証券取引所の休業日とその前営業日 ・シンガポールの証券取引所の休業日とその前営業日
購 入 の 申 込 期 間	2017年1月26日から2017年7月25日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2017年3月23日に信託終了(繰上償還)を行う予定です。当ファンドの信託終了(繰上償還)に係る書面決議は、2017年1月27日現在の議決権を行使することができる受益者の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了(繰上償還)を行います。本書面決議の結果、当ファンドの信託終了(繰上償還)が可決された場合は、2017年2月16日を最終日として当ファンドの取得の申込みの受付は中止され、以後の申込期間の更新は行われません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2011年11月30日から2021年10月25日 ※書面決議の結果、当ファンドの信託終了(繰上償還)が可決された場合は、信託期間の末日は2017年3月23日に変更されます。



繰上償還	組入投資信託証券（投資対象ファンド）が存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより信託契約締結日から3年経過以降において受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	4月、10月の各25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	各ファンド 1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページ（ http://www.myam.co.jp/ ）に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング （乗換え）	各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様の税金、信託財産留保額および販売会社が定める購入時手数料等がかかります。 スイッチングは販売会社によってお取扱いが異なります。販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。



ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用（スイッチングを含む）

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.24%（税抜 3.0%） を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 年 0.972%（税抜 0.9%） の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。		
	配分	料率（年率）	役務の内容
	委託会社	0.3996%（税抜 0.37%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
	販売会社	0.54%（税抜 0.5%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.0324%（税抜 0.03%）	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	投資対象とする投資信託証券*	0.46%程度**	投資対象とする投資信託証券における、投資顧問会社、受託会社・事務代行会社等への報酬等
	実質的な負担*	1.432%（税抜 1.36%）程度	—
	<p>* 2016年11月末現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。</p> <p>** 有価証券の売買手数料、租税、コストディフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等も別途かかります。受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。</p> <p>※書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、当ファンドは外国投資信託に投資しているため、当該資産の償還準備にかかる費用等が発生する場合があります。</p> <p>（上記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。）</p>		
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として、監査法人に年 0.0054%（税抜 0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う費用、その他信託事務に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。</p>		

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税 及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して…………… 20.315%

※ 上記は 2016 年 11 月末現在のものです。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA（ニーサ）は満 20 歳以上の方、ジュニア NISA（ニーサ）は 20 歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※ 法人の場合については上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2017 年 3 月 23 日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る書面決議は、2017 年 1 月 27 日現在の議決権を行使することができる受益者の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。ただし、上記による賛成が得られず、議案が否決された場合は、信託終了（繰上償還）を行いません。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかにお知らせいたします。なお、信託終了（繰上償還）の決定（2017 年 2 月 17 日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。